

平成 28 年度第 4 回長野県契約審議会次第

日時 平成 29 年（2017 年）2 月 7 日（火）
13 時 30 分から 16 時 00 分
場所 県庁議会棟 第一特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

（1）報告事項

- ア 前回審議会の主な意見について
- イ 庁舎等の清掃業務、警備業務における最低制限価格制度の導入、拡大状況について（取組番号 18）
- ウ 業務委託、役務の提供及び物件の借入れにおける地域要件の設定について（取組番号 55）
- エ 建設工事等における入札事務手続きの見直しについて①②③
- オ 「契約後確認調査」の調査状況について
- カ 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果について

（2）審議事項

- ア 取組方針の変更（素案）について
- イ 建設工事において、若手技術者の配置を評価する総合評価落札方式の見直しについて（取組番号 67）
- ウ 建設工事に係る委託において、若手技術者の配置を評価する総合評価落札方式の試行について

4 その他の事項

5 閉 会

資料一覧表

報告事項

- ア 前回審議会の主な意見について · · 資料1 (P 1)
- イ 庁舎等の清掃業務、警備業務における最低制限価格制度の導入、拡大状況について · · 資料2 (P 3)
- ウ 業務委託、役務の提供及び物件の借入れにおける地域要件の設定について · · 資料3 (P 4)
- エ 建設工事等における入札事務手続きの見直しについて①②③ · · 資料4 (P 6)
- オ 「契約後確認調査」の調査状況について · · 資料5 (P 10)
- カ 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果について · · 資料6 (P 11)

審議事項

- ア 取組方針の変更（素案）について · · 資料7 (P 12)
- イ 建設工事において、若手技術者の配置を評価する総合評価落札方式の見直しについて · · 資料8 (P 19)
- ウ 建設工事に係る委託において、若手技術者の配置を評価する総合評価落札方式の試行について · · 資料9 (P 22)

長野県契約審議会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	経歴・役職等	備考
碓井 光明 うすいみつあき	明治大学法科大学院教授	出席
大窪 久美子 おおくぼくみこ	信州大学農学部教授	
奥原 美どり おくはらみどり	一級建築士	出席
小澤 吉則 おざわよしのり	一般財団法人 長野経済研究所調査部長	出席
くら 谷 伸一 くらたに しんいち	長野県建設業協会会长	出席
小林 正 こばやし ただし	弁護士	出席
西村 直子 にしむら なおこ	信州大学経済学部教授	
野本 博之 のもとひろゆき	公認会計士	出席
原山 ひさみ はらやま ひさみ	中小企業診断士	
堀越 優世 ほりこしみちよ	税理士	出席
湯本 和正 ゆもとかずまさ	自治労長野県本部副中央執行委員長	出席
吉野 洋一 よしの よういち	国土交通省 中央建設工事紛争審査会特別委員	出席

(9名出席予定)

(任期 3 年、平成 29 年 7 月 14 日まで)

前回審議会の主な意見 [平成28年度第3回審議会(11月7日)]

項目	取組番号	委員	意見の要旨	対応案等
同種工事を入札参加要件としている工事のうち、一定規模未満の工事について要件を緩和する取組について	51	吉野委員	1級土木施工管理技士等を現場の技術者とすることで、必要な技術者資格を一般の工事よりも上げるということだが、それだけで品質確保は図れるという考え方か。	1級土木施工管理技士は、相応の技術力を有しているため、その配置によって品質を確保したいと考えております。また、県発注工事では、工事中の監督、立会検査、指導監査等で段階に応じた確認を行っているため、工事の施工管理、品質確保等もその中でできるものと考えております。この取組において工事の品質の低下が認められる場合は、見直しを検討したいと考えております。
技術的難度の高い特殊な橋梁工事における特定建設工事共同企業体(JV)の導入について	一	小澤委員 碓井会長	経緯として平成15年に談合等のしづらい方式にするために特定JVを原則廃止したというご説明があったが、そのころの懸念事項が最近は無くなつたから導入したいという理解でよろしいか。 県内事業者としては、今までも下請という形で担ってきたが、ジョイントベンチャーの構成員として応えし、受注者の主体として入るということは技術力の向上等の観点から意味が相当違うということか。	当時から入札制度改革を進めており、現在、県が行っている入札制度は、指名競争入札の廃止、入札参加範囲の見直し、入札参加資格の事後審査方式などにより、談合しにくい入札方式をとっていると考えております。 県内企業からも代理人や主任技術者が現場に入ることで、実際の架設を間近にし、技術の継承、移転が図られるとしております。JVを組むことで、元請として県内企業が実績を積み、技術力向上に寄与できるのがこの取組の趣旨です。
建設工事における品質の確保等を図るための取組について	17 関連	品質確保 藏谷委員 湯本委員 碓井会長 下請けを含む適正な労働賃金の確保 湯本委員 堀越委員 奥原委員 その他 藏谷委員	実際、90%以上で落札した工事に比べて、低価格で落札した工事の評価点が低い。調査のための書類作成により現場の生産性も落ちる。この取組は、契約後確認調査をしなければいけないような価格で入札をするなどと思っている。 契約後確認調査の大事な目的は品質確保。この取組を行ったときに、品質の改善が見られなければ、この審議会に報告いただき、行った意味があるのかという点を検証すべきだと思う。やはり品質の点については追跡調査し、本来の目的である工事成績点の低さ、品質の悪さの改善がなされないのであれば、別の方策を考えるべきだと考える。 この方針に従って行うことについて了承するが、しかるべき時期には、その運用状況について、きちんと調べ、報告願いたい。	今後、運用状況等について、報告してまいります。
建設工事における適正な労働賃金の支払を評価する取組の試行について	75 関連	湯本委員 奥原委員	この取組は、取組番号17関連とあるが、「下請を含む適正な労働賃金の確保」という部分は、取組方針の75にも関連していると思っている。 実質の適正な支払いがされたかどうかという部分については、法定福利費の確認より、労務費のほうが重要。労働者へ実際に支払われたかどうかの確認までしっかり行うことが重要ではないか。 法定福利費に特化している点について、ある面で少し抵抗がある。社会保険の加入ということは当然に必要だが、厳格にしそうるとかえて弱者を排除することになってしまふのではないか。2次以降を含む全ての下請け企業を対象とするというところから、その辺についてもう少し柔軟な対応ができないか。 2次下請以降の企業に標準見積書を提出させ、下請の賃金を上げていこうということは大変いいことかと思う。しかし、標準見積書を作成しなければならないという認識が、2次下請以降、業者に広く伝わっていない部分があるので、標準見積書について講習会等で周知したほうがいいのではないか。 この取組に関連して、契約後確認調査において、赤字黒字の判断を県が行うが、赤字の定義はどのように考えているか。一般管理費が少しでも計上できているから赤字ではないという定義は企業からすると差異がある。この調査の赤字の判断について、ぜひ検討いただきたい。	現在の契約後確認調査では、竣工時に、当初入札時の内訳書と比較して受注者の実績額を確認しております。今回の取組においても同様の確認を行いますが、標準見積書を提出する全下請まで実際に支払われたかまでの確認を行うことは予定しておりません。 なお、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式では、下請け次数に制限をかけ、見積書による労務費や下請契約額の支払状況について、全下請けを対象に調査を行うこととしております。 全国的な動向として標準見積書を活用していく方向にあり、大手企業では5割以上が活用しております。標準見積書の提出は、より適正な下請契約額を確認していくというものであり、本取組を実施したいと考えております。 なお、同調査の対象者は平成27年度では約4%となっておりますが、今回の取組によって、対象者はより減少するものと考えております。 標準見積書の活用については、業界関係の新聞でも度々報道されており、また、国土交通省が広報と指導を行っております。ただ、2次、3次下請まで浸透しているかというと、まだまだという状況にあり、実態としては、元請け企業が作成方法を指導している状況と思われます。
その他			適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式を11月に6件ほど試行されるというが、確実性があるのか。この試行がしっかりと検証されない以上は、労働賃金に関する議論が進まない。受注額については、労務費単価が上がったり、失格基準を上げたりした中で上がってきていたが、働く者の賃金については上がっていかないのが実績。これを検証するには唯一検証が可能なこの試行方式をしっかりと早く行い、実態として何が原因なのか、どういう問題があるのかということの把握をぜひしてほしい。	同方式の試行は、18件を予定しており、1月末現在、16件を公告済み、内4件が契約となっております。平成29年度は、早期に対象工事を選定し、より多くの工事で試行してまいります。
その他			適正な労働賃金の支払いを評価する総合落札方式の試行が、去年の2月ぐらいから審議会で取り上げられているが、だんだん引き延ばされている感があるので、ぜひ早く取り組んでいただきたい。	

項目	取組番号	委員	意見の要旨	対応案等
その他 TPPとの関係について	一	小林委員	特定建設工事共同企業体の導入の審議のなかで、これだけの大型案件でも参加要件として施工実績を求めることが許されるという理解のようだが、実績を求めてはいけないという文言が、TPPの条項に入っていたと記憶している。その辺について、検討いただき、次回、回答願いたい。	TPP協定に関し、過去の実績については、日本国内の機関との契約実績を求めることが可能であるとされております。
		碓井会長	TPPについては工事だけではなく、県の契約についてどう影響があるかということを広く調べ、報告するのが望ましいものがあれば、報告願いたい。	
配水池等不断水清掃における最低制限価格制度の導入について	18	湯本委員	設計に際し特殊な業務の部分は、積算の都度見積りをとることなので、労賃も含め、適正に反映できるよう適正な積算というものを総合的に判断した上で、予定価格、単価について設定いただきたい。	見積りについては、前年度に応札した業者から徴取しております。平成26年度においては、平成25年度に応札した6者から見積りを徴取し、その平均額から乖離している見積りを除外したうえで、再度平均額を算出して、積算単価を決定しております。 新たな業者が応札した場合は、次年度はその業者を含めて見積りを徴取して単価を決定するなど、今後も適正な積算に努めてまいります。
総合評価落札方式の評価項目の見直しについて①②	23 関連	大窪委員	①について、働く女性の立場から言えば、男性も介護休暇をとるよう国が言う時代にもかかわらず、この見直し案では、前年度1年間しか見ないということになると、出産、育児というようなライフイベントについて、考慮されていないこととなり、見直しの理由を見てもあまり納得できない。 なかなか実情に合わない、時代の流れに逆行してしまう部分があるという懸念を持っている。	ご指摘があった産休・育休の関係について、その期間中に継続教育を受けることができないことがありますので、ご意見の主旨を踏まえて、一定の緩和措置(期間延長)を講じてまいります。
		奥原委員	建築系でいうと専攻建築士の制度もあるので、そのあたりも今後拾い上げるようお願いしたい。それから今後、建設キャリアアップシステムも、技術的技能者の技術力アップを促すという点では拾い上げていただけたらいいと思うのでお願いしたい。	今後、研究してまいります。

注 網かけ部分は、前回審議会で説明、回答が十分でなかった部分を補足した項目

庁舎等の清掃業務、警備業務における最低制限価格制度の導入、拡大状況について

会計局 契約・検査課

取組方針

- 10 製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定について検討する。
- 18 庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。
- 76 庁舎等の清掃業務及び警備業務において、適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。

1 目的

庁舎等の清掃業務、警備業務（機械警備を除く。）の契約において、ダンピング受注の防止を図り、受注企業の適正な利潤と担い手の中長期的な育成を目指す。

2 取組内容

一般競争入札による庁舎等の清掃、警備業務委託において、予定価格の算定に関し、国交省建築保全業務労務単価を用い統一積算基準で行う案件に最低制限価格を設定し、入札を実施する。

3 平成 28・29 年度の導入状況

(単位:件)

		H28年度				H29年度(予定)				備考	
		件数	積算方法		複数年 契約	件数	積算方法		複数年 契約		
			統一積算 基準	刊行物 資料等			統一積算 基準	刊行物 資料等			
清掃業務	一般競争入札	42	18	24	0	45	43	2	11		
	低入札価格調査	1	1	0	0	1	1	0	1	WTO案件	
	最低制限価格	10	10	0	0	42	42	0	10		
	最低制限なし	31	7	24	0	2	0	2	0	H29年度の2件は歩掛適用外の施設	
	指名競争入札	1	1	0	0	0	0	0	0		
	合計	43	19	24	0	45	43	2	11		
警備業務	一般競争入札	0	0	0	0	11	11	0	11		
	最低制限価格	16	0	16	15	5	0	5	5	H29年度の5件は全て複数年契約途中	
	最低制限なし	16	0	16	15	16	11	5	16		

4 今後の取組

契約状況や当該業務に従事する労働者への賃金状況等を調査、分析するとともに、サービスの質の向上、雇用の安定に資する複数年契約の活用を拡大していく。

業務委託、役務の提供及び物件の借入れにおける地域要件の設定について

会計局 契約・検査課

【取組番号 55】

製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、地域要件等の設定方法について検討する。

1 概 要

業務委託、役務の提供及び物件の借入れの一般競争入札において、**県内中小企業者の受注機会の確保のため**、地域要件を設定する。

2 現 状

業務委託、役務の提供及び物件の借入れにおける一般競争入札の地域要件の設定については、統一した取扱いがなく、発注機関の裁量により案件ごとに設定している。

3 一般競争入札による契約実績

○ 業務委託

年度	契約件数及び金額		うち県外事業者受注件数及び金額 (県内支店・営業所無)	
25	252 件	1,958,936 千円	5 件	287,385 千円
26	271 件	2,825,281 千円	15 件	1,011,484 千円
27	296 件	3,526,846 千円	13 件	1,010,119 千円

県外事業者が受注した案件は、専門的な調査、研究に係る業務であり、実施可能な県内事業者がいない場合や複数の参加が見込めない場合。

○ 物件の借入れ

年度	契約件数及び金額		うち県外事業者受注件数及び金額 (県内支店・営業所無)	
26	169 件	406,912 千円	1 件	12,049 千円
27	107 件	1,472,641 千円	0 件	—

県外事業者が受注した案件は、借入台数が多い案件（事務用 PC 655 台）。

4 取組内容

県内事業者の受注機会を確保するため、一般競争入札における地域要件の設定基準を、別紙のとおりとする。

5 導入予定時期 平成29年4月

業務委託、役務の提供及び物件の借入れにおける地域要件設定基準

(業務委託、役務の提供及び物件の借入れに係る一般競争入札実施要領（案）抜粋)

(事業者の所在地に関する要件の設定)

第5 予算執行者は、入札参加者の本店等の所在地に関し、「県内に本店、支店又は営業所を有していること」を原則とする。

ただし、個別の業務の形態等に応じ、県内に本店を有していること、履行場所の存する4ブロック（東信、南信、中信又は北信の地域。）内に本店、支店又は営業所を有していること、履行場所の存する10ブロック（地域振興局の管轄区域。）内に本店、支店又は営業所を有していることなどの地域要件を付することができるものとする。

2 前項の規定は、次の各号に該当するものには適用しないものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける案件（以下「特定調達契約」という。）
- (2) 専門的な調査、研究に係る業務など特殊な案件
- (3) 総合評価落札方式により本店所在地等に加点する案件
- (4) 参加要件に該当する県内事業者が少ない場合等競争性、公平性の確保が難しい案件
- (5) 履行可能な県内事業者が少ない場合等競争性、公平性の確保が難しい案件
- (6) 前各号に掲げるもののほか、予算執行者が地域要件を付することが適当でないと認める案件

建設工事等における入札事務手続きの見直しについて

会計局 契約・検査課
建設部 技術管理室

① 入札における予定価格に対する疑義申立てについて

建設工事及び委託業務の受注希望型競争入札（総合評価落札方式を含む）において、開札後に、応札者から予定価格に対する疑義申立て期間を設ける。

1 現状と課題

- ・建設工事等の入札は年間約4,000件行っており、積算ミスの防止に努めているが、昨年度、積算ミスによる入札中止が88件発生。
- ・開札後、予定価格を公表するとともに落札候補者へ通知。落札決定前に、積算ミスが確認された場合、原則として以降の手続きを中止し、落札候補者を取り消した上で改めて入札を行っている。
- ・積算ミスが確認されないまま、本来の落札者以外の者と契約することのないよう、応札者からの疑義を受け付ける仕組みが必要。

2 取組内容

- ・開札後、落札候補者通知前に予定価格を公表し、入札参加者からの疑義申立てを受付ける。
- ・これにより積算ミスが確認された場合、原則として以降の手続きを中止する。
- ・ただし、積算ミスが公平な競争を妨げないと判断され、かつ、この誤りを修正した結果でも落札候補者が変わらない場合は、入札手続きを継続する。

3 効 果

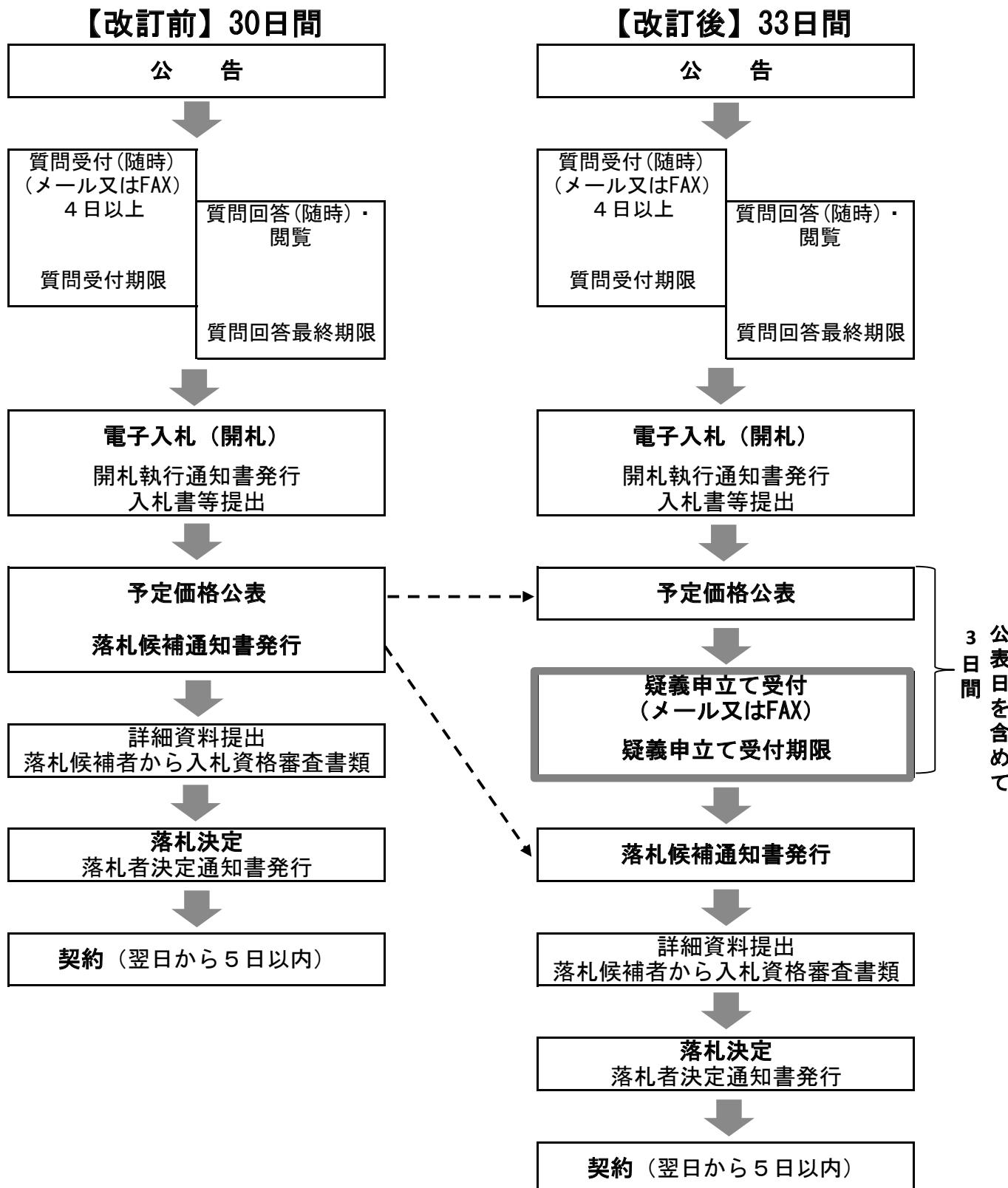
- ・入札の透明化及び契約の適正化が図られる。

4 適用時期

平成29年4月の公告案件から実施

予定価格に対する疑義申立てに伴う受注希望型競争入札事務手続き（標準例）

○初度の入札の場合（予定価格が5千万円未満）



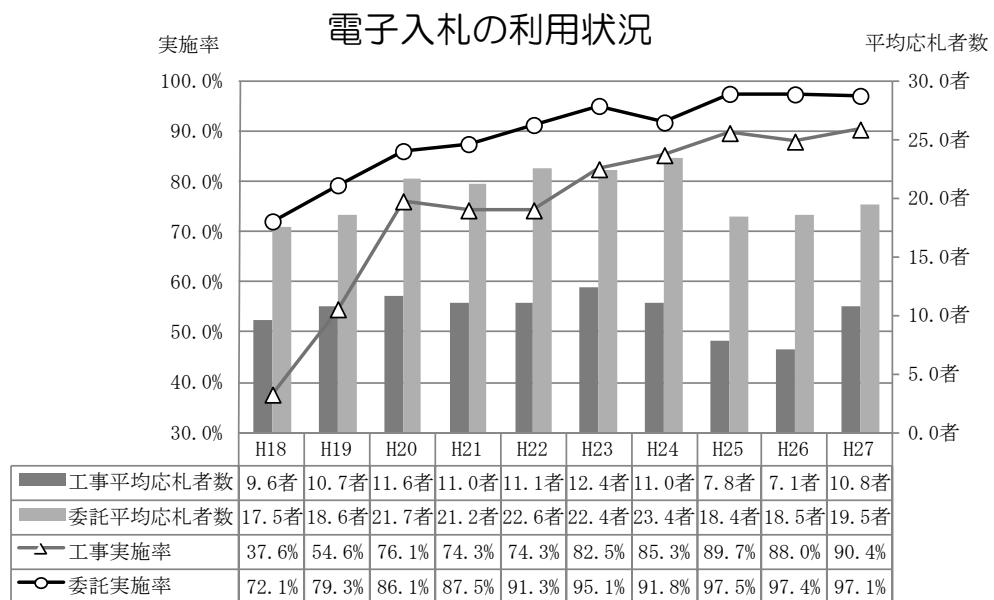
3
日
間
公表日を含めて

②受注希望型競争入札での電子入札完全実施について

国、県、建設業界が一体となって取り組んでいるCALS/EC（①電子入札、②電子納品、③情報共有等の取組）を更に推進するため、電子入札の完全実施を図ります。

1 電子入札の利用状況

- 平成27年度の電子入札による入札状況は、工事は概ね90%、委託は概ね100%と高い状況です。



2 取組内容

- 受注希望型競争入札実施要領に基づく入札について、原則電子入札のみとします。
(ただし、発注者が郵送入札を指定した場合は郵送入札は可能です。)

3 効果等

- 受発注者の負担軽減及びミスの抑制
- 公告期間の短縮

4 実施時期

- 平成29年4月の公告案件から実施

5 その他

- 紙による入札で行う参加希望型競争入札は、引き続き紙による入札を実施します。
- 平成29年4月以降の公告案件で受注希望型競争入札に参加を希望される方は、実施時期までに、応札者側のインターネット環境の整備、電子入札に対応する電子証明書（ICカード）の登録及びカードリーダー等の準備が必要です。
※詳細は、コアシステム対応認証局URLをご覧下さい。

③受注希望型競争入札での入札回数の見直しについて

入札回数を2回を限度とすることにより、発注事務の負担軽減、公告期間の短縮、応札者の技術者等の拘束期間の削減を図るとともに、不調件数の削減を目指します。

1 現状

- 受注希望型競争入札の入札回数は1回のみ。
不調の場合は再度公告となるため、発注者は同様の事務手続きを再び行い、応札者は、技術者や下請を長期間拘束することになります。

○年度別不調件数

区分	年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	工事	委託	工事	委託	工事	委託	工事	委託	工事	委託	工事	委託
予定価格超過	45	9	51	3	89	13	90	9	101	7		
失格基準価格未満	15	2	14	2	33	6	44	8	43	11		

(一つの案件に予定価格超の応札者と失格基準の応札者の両方を含む場合、予定価格超にカウント)

2 取組内容

- 入札回数を2回を限度とし、1回目の入札が不調の場合は、電子入札により引き続き再入札を行います。

3 効果等

- 不調件数の削減、公告期間の短縮
- 事務負担の軽減、技術者等の拘束期間の長期化削減

○公告期間の比較

◆予定価格5千万円未満の工事又は委託（5～7日以上の短縮）

区分	公告	開札	再入札	再度公告	計	
現行	15日	1日	—	10日	26日	
変更	15日	1日	3～5日	—	19～21日	→ 開札、落札

◆予定価格5千万円以上の工事（11～13日以上の短縮）

区分	公告	開札	再入札	再度公告	計	
現行	18日	1日	—	16日	35日	
変更	18日	1日	3～5日	—	22～24日	→ 開札、落札

4 実施時期

平成29年4月の公告案件から実施

「契約後確認調査」の調査状況について

1 平成27年度の調査状況

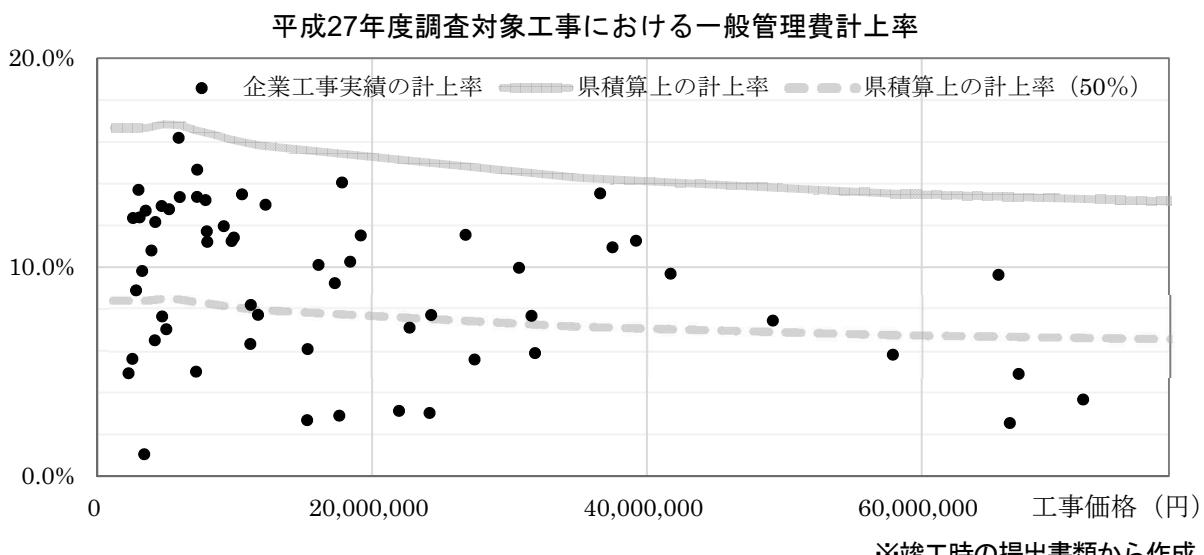
(1) 調査の基準

- ① 予定価格 100万円～2億円 予定価格の90.0%未満(失格基準価格:87.5%～92.5%)
- ② 予定価格 2億円～24.7億円 予定価格の85.0%未満(失格基準価格:82.5%～87.5%)

(2) 調査対象件数(価格帯、工種区分別)

価格帯	工事区分	土木一式工事	とび、土工、コンクリート工事	建築一式工事	ほ装工事	その他	合計	全体契約件数割合	
									割合
1000万円未満		16	2	0	3	14	35	492	7.1%
1000～3000万円		9	2	3	0	8	22	728	3.0%
3000～5000万円		3	1	2	0	1	7	264	2.7%
5000～8000万円		0	3	0	0	1	4	162	2.5%
8000万円以上		1	0	1	0	3	5	143	3.5%
計		29	8	6	3	27	73	1,789	4.1%

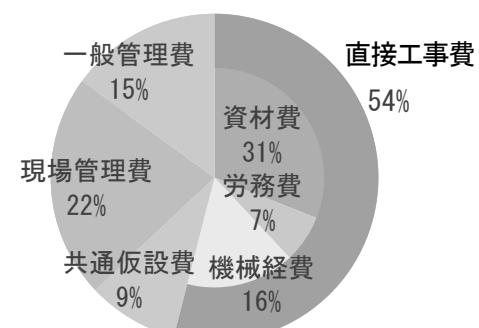
2 調査対象工事の一般管理費率



(参考) 公共工事の積算体系

$$\text{工事費} = \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費} + \underline{\text{一般管理費}} + (\text{消費税})$$

直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な経費 労務費、資材費、機械経費
共通仮設費	施工に共通的に必要な絏費 機械の運搬費、現場事務所の営繕費、工事現場の安全対策に要する安全費等
現場管理費	工事を監視するために必要な絏費 現場に常駐する技術者の給与、労務者の交通費、安全訓練費、労災保険等の法定福利費等
一般管理費	会社の本支店での必要絏費、会社利益 本支店従業員の給与、役員報酬、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、用水光熱費、広告宣伝費、交際費、調査研究費等



(例) 予定価格 2,000 万円の
道路改良工事の工事費割合

会計局調査(公正入札調査委員会)の結果について

会計局 契約・検査課

1 談合に関する情報に対する対応

- 長野県では平成15年度に、建設工事等及び建設工事等に係る委託についての入札談合等に関する情報を把握した際に、的確な処理を行うため「建設工事等談合情報対応マニュアル」を策定した。
- 同年度に会計局に、談合調査担当を組織し、事案が発生した場合の対応を行っている。
- 「長野県の契約に関する取組方針」に基づき建設工事等以外の契約にも対応するため、平成27年度末に「建設工事等談合情報対応マニュアル」を見直し、「長野県談合情報対応要領」を策定し、平成28年度から施行した。

2 会計局調査(公正入札調査委員会)について

- 発注機関は「長野県談合情報対応要領」に基づき、談合情報について調査し、会計局調査の必要性を判断する。
会計局調査が必要と判断された場合、会計局で調査を行い、結果について「公正入札調査委員会」で審議する。
- 「公正入札調査委員会」は、会計局長を委員長として、当該発注機関の長、当該発注機関を担当する会計センター所長、会計局契約・検査課長等、委員長が選任した委員で構成されている。

3 平成28年度における会計局調査(公正入札調査委員会)の結果

実施日	発注機関名	業種	調査概要	調査結果
28.7.29	伊那建設事務所	舗装工事	・入札経過書、応札率分布表の分析 ・過去の同種入札結果との比較分析 ・入札参加者聞き取り調査	「入札談合を疑うに足りる事実の有無を確認できなかった」
28.11.21	伊那建設事務所	舗装工事	・入札経過書、応札率分布表の分析 ・過去の同種入札結果との比較分析 ・入札参加者等聞き取り調査	「入札談合を疑うに足りる事実の有無を確認できなかった」

取組方針の変更（素案）について

会計局 契約・検査課

1 趣 旨

長野県の契約に関する条例の基本理念を実現するため、取組方針を平成 26 年 10 月に策定し、その具体化にこれまで取り組んできた。

取組方針について、平成 29 年度からの入札参加資格申請における新客観点数の加点項目の見直しや、前回変更（平成 28 年 6 月）から具体的な成果がみられたことなどから、これを変更する。

2 今回変更に当たっての考え方

(1) 改正する取組

- ・ 「○今後、検討を進める取組」から「□既に実施している取組」となった項目を反映させる。
- ・ これまでの検討により、契約の種類や実施内容など取組が具体化したことを見反映させる。

(2) 基準時点

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日現在

3 今後のスケジュール

	H28年度		H29年度		
	2月	3月	4月	5月	6月
契約審議会	○ 変更素案の審議				○ 変更案の審議
取組方針の変更作業	変更素案の作成	変更素案の修正、関係部局との調整			取組方針の変更公表

取組方針 現行と変更(素案)の対比表

:既に実施している取組
 :今後、検討を進める取組
■:変更部分

効果 (行政 目的)	現行			変更素案			説明
	実施 時期	取組 番号	取組内容	実施 時期	取組 番号	取組内容	
1-1	□	1	建設工事及び森林整備業務（以下「建設工事等」という。）、建設工事等に係る委託、製造の請負並びに物件の買入れにおいて、毎年度、当該年度の一般競争入札に係る発注見通しに関する事項を長野県公式ホームページで公表する。【全般】	□	1	建設工事及び森林整備業務（以下「建設工事等」という。）、建設工事等に係る委託、製造の請負並びに物件の買入れにおいて、毎年度、当該年度の一般競争入札に係る発注見通しに関する事項を長野県公式ホームページで公表する。【全般】	
1-1	□	2	県の契約において、競争入札、公募型見積合わせ等に係る公告及び経過の公表を長野県公式ホームページ等で行う。【全般】	□	2	県の契約において、競争入札、公募型見積合わせ等に係る公告及び経過の公表を長野県公式ホームページ等で行う。【全般】	
1-1	□	2-2	県の契約において、契約の締結過程等に関する苦情について、苦情申立手続要領等に基づき、対応する。【全般】	□	2-2	県の契約において、契約の締結過程等に関する苦情について、苦情申立手続要領等に基づき、対応する。【全般】	
1-1	○	3	県の契約の件数、平均落札率等の契約状況の概要について、毎年度、県議会に報告するとともに、取組方針の策定等に際し意見を聴く。 また、契約状況の概要について、長野県公式ホームページで公表する。【全般】	○	3	県の契約の件数、平均落札率等の契約状況の概要について、毎年度、県議会に報告するとともに、取組方針の策定等に際し意見を聴く。 また、契約状況の概要について、長野県公式ホームページで公表する。【全般】	
1-2	□	4	県の契約において、契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札又は公募型見積合わせを原則とする。【入札方式】	□	4	県の契約において、契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札又は公募型見積合わせを原則とする。【入札方式】	
1-2	□	5	建設工事等、建設工事等に係る委託及び「その他の契約」において、入札参加要件を定めようとするときは、長野県建設工事請負人等選定委員会の審議に付し、決定する。【参加要件】 【相手方の選定】	□	5	建設工事等、建設工事等に係る委託及び「その他の契約」において、入札参加要件を定めようとするときは、長野県建設工事請負人等選定委員会の審議に付し、決定する。【参加要件】 【相手方の選定】	
1-2	□	6	物件の買入れ及び借入れにおいて、機種選定、契約方法及び事業者選定（入札参加要件を含む。）を行おうとするときは、長野県重要機械類審査委員会の審議に付し、決定する。【参加要件】 【相手方の選定】	□	6	物件の買入れ及び借入れにおいて、機種選定、契約方法及び事業者選定（入札参加要件を含む。）を行おうとするときは、長野県重要機械類審査委員会の審議に付し、決定する。【参加要件】 【相手方の選定】	
1-2	○	7	「その他の契約」において、一般競争入札に加え、公募型見積合わせの導入を検討する。【入札方式】	○	7	「その他の契約」において、一般競争入札に加え、公募型見積合わせの導入を検討する。【入札方式】	
1-2	○	8	「その他の契約」において、透明性、公正性を確保するため、複数事務所の業務を集約し、一般競争入札又は公募型見積合わせとする一括契約の拡大を検討する。（庁舎等の警備業務、受付・電話交換、廃棄物処理業務等において一部実施済み）【その他】	○	8	「その他の契約」において、透明性、公正性を確保するため、複数事務所の業務を集約し、一般競争入札又は公募型見積合わせとする一括契約の拡大を検討する。（庁舎等の警備業務、受付・電話交換、廃棄物処理業務等において一部実施済み）【その他】	
1-2	□	9	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。【全般】	□	9	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。【全般】	
1-2	○	10	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定について検討する。（庁舎等の清掃業務及び警備業務において一部実施済み）【全般】	○	10	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定について検討する。（庁舎等の清掃業務及び警備業務において一部実施済み）【全般】	
1-3	□	11	県の契約において、県税の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと、社会保険に加入していること（加入義務のないものを除く。）等を入札参加資格の付与要件とする。【参加資格】	□	11	県の契約において、県税の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと、社会保険に加入していること（加入義務のないものを除く。）等を入札参加資格の付与要件とする。【参加資格】	
1-3	□	12	県の契約において、入札参加資格者が、粗雑工事、事故、贈賄及び不正行為、暴力団との関係等に基づく措置要件に該当するときは、入札参加停止措置を行う。【参加資格】	□	12	県の契約において、入札参加資格者が、粗雑工事、事故、贈賄及び不正行為、暴力団との関係等に基づく措置要件に該当するときは、入札参加停止措置を行う。【参加資格】	
1-3	□	12-2	県の契約において、入札参加停止措置を受けていないこと、県税の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと等を入札参加要件とする。【参加要件】	□	12-2	県の契約において、入札参加停止措置を受けていないこと、県税の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと等を入札参加要件とする。【参加要件】	
1-3	□	13	製造の請負及び物件の買入れにおいて、公募型見積合わせへの参加の要件は、入札参加要件に準ずる。【参加要件】	□	13	製造の請負及び物件の買入れにおいて、公募型見積合わせへの参加の要件は、入札参加要件に準ずる。【参加要件】	

効果 (行政 目的)	現行				変更素案				説明
	実施 時期	取組 番号	取組内容	実施 時期	取組 番号	取組内容	実施 時期	取組 番号	
1-3	□	14	県の契約において、談合情報があった場合には、談合情報対応要領等に基づき対応する。【その他】	□	14	県の契約において、談合情報があった場合には、談合情報対応要領等に基づき対応する。【その他】			
1-3		15	削除		15	削除			
2-1	○	16	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な失格基準価格を研究する。【入札方式】	○	16	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な失格基準価格を研究する。【入札方式】			
2-1	○	17	建設工事等において、受注希望型競争入札に係る契約後確認調査の調査基準を、失格基準価格を踏まえ研究する。【検査、確認】	○	17	建設工事等において、受注希望型競争入札に係る契約後確認調査の調査基準を、失格基準価格を踏まえ研究する。【検査、確認】			
2-1	○	18	庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み)【入札方式】	○	18	庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み)【入札方式】			
2-1	○	19	印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】	○	19	印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】			
2-2	□	20	建設工事等、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、契約の種類及び金額に応じ、参加可能となる入札の入札参加資格に係る点数及び等級を設定する。【参加資格】	□	20	建設工事等、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、契約の種類及び金額に応じ、参加可能となる入札の入札参加資格に係る点数及び等級を設定する。【参加資格】			
2-2	□	21	建設工事において、入札参加資格の経営事項審査の審査項目を除く審査項目(以下「審査項目」という。)で、工事成績評点、企業表彰、民間資格の有無 <u>及び</u> 新技術登録及びISO9000シリーズの認証取得などの品質管理に関する取組を評価する。【参加資格】	□	21	建設工事において、入札参加資格の経営事項審査の審査項目を除く審査項目(以下「審査項目」という。)で、工事成績評点、企業表彰、民間資格の有無 <u>及び</u> 新技術登録などの品質管理に関する取組を評価する。【参加資格】		29,30年度入札参加資格の新客観点数の見直しによる修正	
2-2	□	22	建設工事等において、契約の種類及び金額に応じ、資格業種、資格総合点数、同種工事の経験、配置技術者の資格等を入札参加要件とする。【参加要件】	□	22	建設工事等において、契約の種類及び金額に応じ、資格業種、資格総合点数、同種工事の経験、配置技術者の資格等を入札参加要件とする。【参加要件】			
2-2	□	23	建設工事等及び建設工事に係る委託において、技術者や資格者などの配置を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	23	建設工事等及び建設工事に係る委託において、技術者や資格者などの配置を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】			
2-2	□	24	建設工事において、契約内容に応じて設計技術や施工方法等の技術提案を求め、適切な提案を行った入札者の中から落札者を決定する「入札時技術提案付き受注希望型競争入札」を試行する。【入札方式】	□	24	建設工事において、契約内容に応じて設計技術や施工方法等の技術提案を求め、適切な提案を行った入札者の中から落札者を決定する「入札時技術提案付き受注希望型競争入札」を試行する。【入札方式】			
2-2	□	25	建設工事等、製造の請負及び「その他の契約」にあっては一括下請負及び一括委任を禁止し、建設工事等に係る委託業務にあっては一括再委託を禁止する。【契約内容】	□	25	建設工事等、製造の請負及び「その他の契約」にあっては一括下請負及び一括委任を禁止し、建設工事等に係る委託業務にあっては一括再委託を禁止する。【契約内容】			
2-2	□	26	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、ISO9000シリーズの認証取得などの品質管理に関する取組を評価する。【参加資格】	□	26	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、ISO9000シリーズの認証取得などの品質管理に関する取組を評価する。【参加資格】			
2-2	○	27	「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務において一部試行中)【入札方式】	○	27	「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務において一部試行中)【入札方式】			
2-2	○	28	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るために、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】	○	28	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るために、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】		契約の対象が具体化したこと反映	
2-2	□	29	建設工事等及び建設工事に係る委託において、過去の工事(業務)成績や同種の工事(業務)実績を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	29	建設工事等及び建設工事に係る委託において、過去の工事(業務)成績や同種の工事(業務)実績を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】			

効果 (行政 目的)	現行			変更素案			説明
	実施 時期	取組 番号	取組内容	実施 時期	取組 番号	取組内容	
2-2	□	30	建設工事、建設工事に係る委託及び「その他の契約」において、業務に対する意欲及び技術的な能力を評価し、最適な受注者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施する。【入札方式】	□	30	建設工事、建設工事に係る委託及び「その他の契約」において、業務に対する意欲及び技術的な能力を評価し、最適な受注者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施する。【入札方式】	
2-2	□	31	建設工事及び建設工事に係る委託において、業種ごとの成績で、評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	31	建設工事及び建設工事に係る委託において、業種ごとの成績で、評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	
2-2	□	32	「その他の契約」において、最適な受注者を選定するための、公募型プロポーザル方式は、対象となる業務や事務・審査手続を統一して実施する。【入札方式】	□	32	「その他の契約」において、最適な受注者を選定するための、公募型プロポーザル方式は、対象となる業務や事務・審査手続を統一して実施する。【入札方式】	
3-1	□	33	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の新規卒業者の採用を評価する。【参加資格】	□	33	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の新規卒業者の採用を評価する。【参加資格】	
3-1	□	34	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の女性技術者の雇用を評価する。(82に再掲)【参加資格】	□	34	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の女性技術者の雇用を評価する。(82に再掲)【参加資格】	
3-1	□	35	建設工事において、入札者の本店が県外の者にあっては、県内に本店を有する下請負人との契約予定額の総計が入札金額の一定の比率以上であることを要件とする受注希望型競争入札を実施する。【入札方式】	□	35	建設工事において、入札者の本店が県外の者にあっては、県内に本店を有する下請負人との契約予定額の総計が入札金額の一定の比率以上であることを要件とする受注希望型競争入札を実施する。【入札方式】	
3-1	□	36	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者が新規卒業者で、かつ技術者である者の採用等を評価する。(66に再掲)【参加資格】	□	36	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者が新規卒業者で、かつ技術者である者の採用等を評価する。(66に再掲)【参加資格】	
3-1	○	37	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。(宿舎等の警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】	○	37	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。(宿舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】	契約の対象が具体化したことを反映
3-2	□	38	県の契約において、「信州リサイクル製品率先利用方針」に基づき、信州リサイクル製品の利用に配慮する。【その他】	□	38	県の契約において、「信州リサイクル製品率先利用方針」に基づき、信州リサイクル製品の利用に配慮する。【その他】	
3-2	□	39	建設工事において、県内産資材の優先使用に努めること等を共通仕様書に記載し、配慮する。【契約内容】	□	39	建設工事において、県内産資材の優先使用に努めること等を共通仕様書に記載し、配慮する。【契約内容】	
3-2	□	40	建設工事等において、「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」に基づき、県産材の利用に配慮する。【その他】	□	40	建設工事等において、「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」に基づき、県産材の利用に配慮する。【その他】	
3-2	□	41	物件の買入れ及び借入れにおいて、信州ベンチャー企業優先発注事業によるものは、優先調達を図る。【入札方式】	□	41	物件の買入れ及び借入れにおいて、信州ベンチャー企業優先発注事業によるものは、優先調達を図る。【入札方式】	
3-2	○	42	県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】	○	42	県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】	
3-2	○	43	県の契約において、「信州リサイクル製品認定制度」の普及拡大に併せ、信州リサイクル製品の利用促進を検討する。【その他】	○	43	県の契約において、「信州リサイクル製品認定制度」の普及拡大に併せ、信州リサイクル製品の利用促進を検討する。【その他】	
3-3	□	44	建設工事等において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の品質確保、環境配慮及び多様な労働環境の整備等の取組を評価する。【参加資格】	□	44	建設工事等において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の品質確保、環境配慮及び多様な労働環境の整備等の取組を評価する。【参加資格】	
3-3	□	45	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、契約の内容に応じて、事業所の所在地を入札参加要件とする。【参加要件】	□	45	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、契約の内容に応じて、事業所の所在地を入札参加要件とする。【参加要件】	

効果 (行政 目的)	現行				変更素案				説明
	実施 時期	取組 番号	取組内容	実施 時期	取組 番号	取組内容			
3-3	□	46	建設工事等及び建設工事に係る委託において、工事（業務）の実施箇所と入札者の本店所在地が同一地域内であることを評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	46	建設工事等及び建設工事に係る委託において、工事（業務）の実施箇所と入札者の本店所在地が同一地域内であることを評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】			
3-3	□	47	建設工事において、小規模な事業者を対象とした参加希望型競争入札を実施する。【入札方式】	□	47	建設工事において、小規模な事業者を対象とした参加希望型競争入札を実施する。【入札方式】			
3-3	□	48	建設工事等に係る委託において、業務の規模や難易度に応じ、入札参加要件を設定する。【参加要件】	□	48	建設工事等に係る委託において、業務の規模や難易度に応じ、入札参加要件を設定する。【参加要件】			
3-3	□	49	製造の請負及び物件の買入れにおいて、一般競争入札及び公募型見積合わせで、地域要件を設定し、印刷業務については「県内本店」とし、製造の請負（印刷業務を除く。）又は物件の買入れについては「県内の本店、支店・又は営業所」とする。【参加要件】	□	49	製造の請負及び物件の買入れにおいて、一般競争入札及び公募型見積合わせで、地域要件を設定し、印刷業務については「県内本店」とし、製造の請負（印刷業務を除く。）又は物件の買入れについては「県内本店、支店又は営業所」とする。また、「その他の契約」において、一般競争入札で、地域要件を「県内本店、支店又は営業所」とする。【参加要件】			契約の対象が具体化したことを反映
3-3	□	50	製造の請負及び物件の買入れにおいて、一定額未満のものについては、公募型見積合わせを実施せず、地元の中小企業者との随意契約とする。【入札方式】	□	50	製造の請負及び物件の買入れにおいて、一定額未満のものについては、公募型見積合わせを実施せず、地元の中小企業者との随意契約とする。【入札方式】			
3-3	□	51	建設工事において、同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち、一定規模未満の工事について、要件を緩和する。【参加要件】	□	51	建設工事において、同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち、一定規模未満の工事について、要件を緩和する。【参加要件】			○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組
3-3	○	52	建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	○	52	建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】			
3-3	□	53	建設工事において、「地域貢献等を基本要件とする受注希望型競争入札」で、対象とする工事の種類及び金額の範囲を拡大し実施する。【入札方式】	□	53	建設工事において、「地域貢献等を基本要件とする受注希望型競争入札」で、対象とする工事の種類及び金額の範囲を拡大し実施する。【入札方式】			
3-3	□	54	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の品質確保、環境配慮及び多様な労働環境の整備等の取組を評価する。【参加資格】	□	54	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の品質確保、環境配慮及び多様な労働環境の整備等の取組を評価する。【参加資格】			
3-3	○	55	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、地域要件等の設定方法について検討する。【入札方式】	○	55	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、地域要件等の設定方法について検討する。【入札方式】			
3-4	□	56	建設工事等において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の直當能力として、固定資産のうち「機械・運搬具」及び「工具器具・備品」の保有を評価する。【参加資格】	□	56	削除			29,30年度入札参加資格の新客観点数の見直しによる修正
3-4	□	57	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得を評価する。（84に再掲）【参加資格】	□	57	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得を評価する。（84に再掲）【参加資格】			
3-4	□	58	建設工事及び建設工事に係る委託において、県又は県内市町村の道路除雪業務、小規模補修工事当番登録等及び災害時応急活動等の実施状況を評価する総合評価落札方式を実施する。（85に再掲）【入札方式】	□	58	建設工事及び建設工事に係る委託において、県又は県内市町村の道路除雪業務、小規模補修工事当番登録等及び災害時応急活動等の実施状況を評価する総合評価落札方式を実施する。（85に再掲）【入札方式】			
3-4	□	59	森林整備業務において、消防団協力事業所表示制度の認定取得及び有害鳥獣捕獲従事者の雇用を評価する総合評価落札方式を実施する。（86に再掲）【入札方式】	□	59	森林整備業務において、消防団協力事業所表示制度の認定取得及び有害鳥獣捕獲従事者の雇用を評価する総合評価落札方式を実施する。（86に再掲）【入札方式】			
3-4	□	60	建設工事に係る委託において、県の災害時緊急調査当番登録を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	60	建設工事に係る委託において、県の災害時緊急調査当番登録を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】			
3-4	○	61	建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件を設定する受注希望型競争入札を実施する。【入札方式】	○	61	建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件を設定する受注希望型競争入札を実施する。【入札方式】			

効果 (行政 目的)	現行				変更素案				説明
	実施 時期	取組 番号	取組内容	実施 時期	取組 番号	取組内容			
3-4	○	62	建設工事において、事業者の「地域精通度」を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	○	62	建設工事において、事業者の「地域精通度」を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】			
3-4	□	63	建設工事の維持補修工事及び道路除雪業務において、受注者の施工体制を重視した入札方式を試行する。【入札方式】	□	63	建設工事の維持補修工事及び道路除雪業務において、受注者の施工体制を重視した入札方式を試行する。【入札方式】			
3-4	□	64	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得などの取組を評価する。(89に再掲) 【参加資格】	□	64	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得などの取組を評価する。(89に再掲) 【参加資格】			
3-5	□	65	建設工事等及び建設工事に係る委託において、配置できる技術者の資格、継続学習等を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	65	建設工事等及び建設工事に係る委託において、配置できる技術者の資格、継続学習等を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】			
3-5	□	66	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者が新規卒業者で、かつ技術者である者の採用等を評価する。(36再掲) 【参加資格】	□	66	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者が新規卒業者で、かつ技術者である者の採用等を評価する。(36再掲) 【参加資格】			
3-5	□	67	建設工事において、主任技術者等として、若手技術者を配置することを評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	67	建設工事において、主任技術者等として、若手技術者を配置することを評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】			
3-5	□	68	建設工事において、契約の内容に応じて、総合評価落札方式の評価項目で、対象とする登録基幹技能者の職種を拡大する。【入札方式】	□	68	建設工事において、契約の内容に応じて、総合評価落札方式の評価項目で、対象とする登録基幹技能者の職種を拡大する。【入札方式】			
3-5	□	69	建設工事において、現場代理人としての技術者の配置を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	69	建設工事において、現場代理人としての技術者の配置を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】			
3-6	□	70	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の「消防団協力事業所等知事表彰」の受賞歴を評価する。(88に再掲) 【参加資格】	□	70	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の「消防団協力事業所等知事表彰」の受賞歴を評価する。(88に再掲) 【参加資格】			
4-1	□	71	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得等の取組を評価する。【参加資格】	□	71	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得等の取組を評価する。【参加資格】			
4-1	□	72	建設工事等において、建設業退職金共済制度への加入など、事業者の労働福祉への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	72	建設工事等において、建設業退職金共済制度への加入など、事業者の労働福祉への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】			
4-1	□	73	県の契約において、社会保険に加入していること(加入義務のない者は除く。)を入札参加資格の付与要件とする。【参加資格】	□	73	県の契約において、社会保険に加入していること(加入義務のない者は除く。)を入札参加資格の付与要件とする。【参加資格】			
4-1	□	74	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。(81に再掲) 【参加資格】	□	74	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。(81に再掲) 【参加資格】			
4-1	○	75	建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。【入札方式】	○	75	建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。【入札方式】			
4-1	○	76	庁舎等の清掃業務及び警備業務において、適正な賃金水準を確保するため、賃金実態調査を実施し、最低制限価格及び低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み) 【入札方式】	○	76	庁舎等の清掃業務及び警備業務において、適正な賃金水準を確保するため、賃金実態調査を実施し、最低制限価格及び低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み) 【入札方式】			
4-2	□	77	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者のISO14000シリーズの認証取得などの環境配慮に関する取組を評価する。【参加資格】	□	77	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者のエコアクション21の認証登録などの環境配慮に関する取組を評価する。【参加資格】	29,30年度入札参加資格の新客観点数の見直しによる修正		

効果 (行政 目的)	現行				変更素案				説明
	実施 時期	取組 番号	取組内容	実施 時期	取組 番号	取組内容			
4-2	□	78	物件の買入れにおいて、長野県グリーン購入推進方針、信州リサイクル製品率先利用指針などに基づき、環境に配慮した取組の促進に努める。【その他】	□	78	物件の買入れにおいて、長野県グリーン購入推進方針、信州リサイクル製品率先利用指針などに基づき、環境に配慮した取組の促進に努める。【その他】			
4-2	□	79	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者のISO14000シリーズの認証取得などの環境配慮に関する取組を評価する。【参加資格】	□	79	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者のISO14000シリーズの認証取得などの環境配慮に関する取組を評価する。【参加資格】			
4-3	□	80	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、障がい者就労施設等からの調達目標を設定し、優先調達を図る。【その他】	□	80	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、障がい者就労施設等からの調達目標を設定し、優先調達を図る。【その他】			
4-3	□	81	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。(74再掲)【参加資格】	□	81	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。(74再掲)【参加資格】			
4-4	□	82	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の女性技術者の雇用を評価する。(34再掲)【参加資格】	□	82	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の女性技術者の雇用を評価する。(34再掲)【参加資格】			
4-4	○	83	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出をし、育児・介護休暇の規定を設けることなどの多様な労働環境の整備への取組を評価する。(一部実施済み)【参加資格】	○	83	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出をし、育児・介護休暇の規定を設けることなどの多様な労働環境の整備への取組を評価する。(一部実施済み)【参加資格】			
4-5	□	84	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得を評価する。(57再掲)【参加資格】	□	84	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得を評価する。(57再掲)【参加資格】			
4-5	□	85	建設工事及び建設工事に係る委託において、県又は県内市町村の道路除雪業務、小規模補修工事当番登録等及び災害時応急活動等の実施状況を評価する総合評価落札方式を実施する。(58再掲)【入札方式】	□	85	建設工事及び建設工事に係る委託において、県又は県内市町村の道路除雪業務、小規模補修工事当番登録等及び災害時応急活動等の実施状況を評価する総合評価落札方式を実施する。(58再掲)【入札方式】			
4-5	□	86	森林整備業務において、消防団協力事業所表示制度の認定取得及び有害鳥獣捕獲従事者の雇用を評価する総合評価落札方式を実施する。(59再掲)【入札方式】	□	86	森林整備業務において、消防団協力事業所表示制度の認定取得及び有害鳥獣捕獲従事者の雇用を評価する総合評価落札方式を実施する。(59再掲)【入札方式】			
4-5	□	87	建設工事等、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の個人住民税特別徴収の実施を評価する。【参加資格】	□	87	建設工事等、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の個人住民税特別徴収の実施を評価する。【参加資格】			
4-5	□	88	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の「消防団協力事業所等知事表彰」の受賞歴を評価する。(70再掲)【参加資格】	□	88	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の「消防団協力事業所等知事表彰」の受賞歴を評価する。(70再掲)【参加資格】			
4-5	□	89	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得などの取組を評価する。(64再掲)【参加資格】	□	89	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得などの取組を評価する。(64再掲)【参加資格】			

建設工事において、若手技術者の配置を評価する 総合評価落札方式の見直しについて

[取組番号 67]

1 現状と課題

若手入職者の減少により技術者の高齢化が進行し、建設業者の施工能力の低下や品質確保への影響が懸念。⇒ **優秀な技術者の確保・育成が課題**

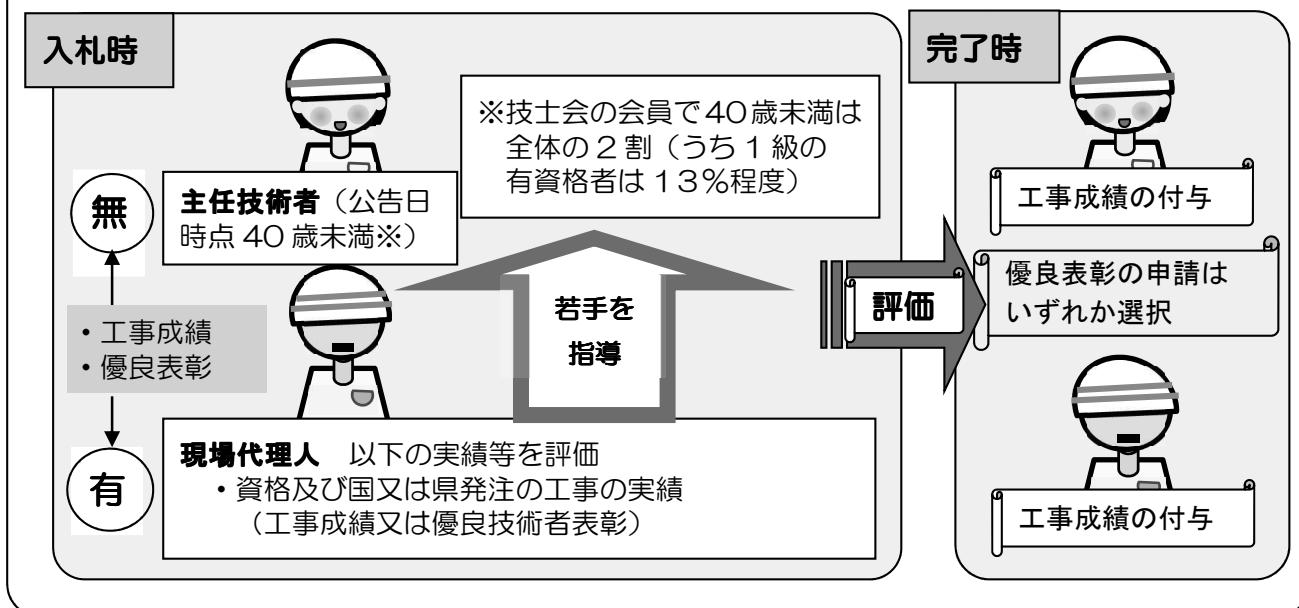
2 取組内容

現行の総合評価落札方式は、配置技術者の工事成績や表彰履歴等を評価していることから実績のある技術者が優先され、実績の少ない若手技術者は配置されにくい。

このため、以下の取組により若手技術者（40歳未満）の配置を容易にし、技術の継承を進めるとともに、活躍の場を確保する。

取組①【見直し】：主任技術者に実績の少ない若手技術者を配置した場合 現場代理人の持つ**資格**、実績（工事成績、優良表彰）で評価。

取組②【追加】：主任技術者に若手技術者を配置した場合、**技術者要件**で 0.25 点加点（試行）。



3 実施時期

平成 29 年 4 月以降の公告案件で実施（取組② は約 20箇所で試行）

総合評価落札方式における価格以外の評価項目について

【建設工事：工事成績等簡易型】

技術的難易度が高く技術力を求められる工事や地形・地質・地域社会等に精通していることに配慮する工事で実施。価格点と工事成績、本社所在地等の項目を価格以外点として評価。

【価格点：79.75～95.5 点】+【価格以外点：4.5～20.25 点】

評価項目	必須選択	算定基準
点数範囲		4.5～20.0 <u>20.25</u>
工事成績	必須	3.0～7.0 過去 2 年間（5 件未満は 4 年間）の平均点
工事実績	選択	1.0～2.25 ① 同種工事実績豊富である者（2.0 点） 同種工事実績を有する者（1.0 点） ② 過去 3 年間に県の優良技術者表彰又は国の優良工事表彰を受賞した者（0.25 点）
地域要件	選択	1.0～2.5 ① 工事箇所と同一市町村内（2.0 点） 工事箇所と同一 10 広域内（1.0 点） ③ 鋼橋等で県内に製作工場を有する者（1.5 点）※ ¹
社会貢献	選択	0.5～2.5 ① 長野県と除雪（除雪）契約を締結している者等（1.5 点） 長野県と除雪（凍結防止剤散布）契約を締結、市町村と除雪契約している者等（1.0 点） 長野県内市町村と除雪（凍結防止剤散布）契約している者等（0.5 点） ② 社会貢献小規模補修当番への登録、又は小規模維持補修等に関する施工体制確認型契約を行っている者（0.5 点） ③ 事箇所の災害現場に関する災害応急活動、又は発注機関管内で当該災害期間中に行った災害応急活動（1.0 点） ④ 県との災害協定に基づく、被災調査などの緊急体制を整えている者（0.5 点）
技術者要件	選択	0.5～3.75 <u>4.00</u> ① 求める技術者（資格）の配置の有無により評価する（0.5～1.5 点）※ ¹ ※¹ 40 歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合は、現場代理人で評価できる。 ② 40 歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合（0.25 点） ②③ 配置（主任）技術者※ ¹ の表彰履歴・過去の工事成績等により評価（0～1.0 点） ・過去 5 年間に国または長野県の優良技術者表彰を受賞した者の配置（1.0 点） ・過去 3 年間で国または長野県発注の同種工事の成績点が 82 点以上を 2 件以上有する技術者配置（1.0 点）、82 点以上を 1 件有する技術者配置（0.75 点）、78 点以上を 1 件有する技術者配置（0.5 点） ※ ² 40 歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合は、現場代理人の持つ表彰履歴・過去の工事成績等で評価できる ※ ² 3 工事成績と優良技術者表彰の重複加点はしない ②④ 継続教育（CPD 制度）学習単位保持者を評価する。 ・建設工事（建築工事を除く）20 単位以上（0.75 点）10 単位以上 20 単位未満（0.5 点） ・建築工事 12 単位以上（0.75 点）6 単位以上 12 単位未満（0.5 点） ※ 証明書の有効期間は 1 年とする ※ 災害復旧工事で 3 点配点を設定した案件では選択しない。 ②⑤ 電子納品資格者の配置の有無（0.5 点）
建設マネジメント	必須	-1.0～1.5 ① 労働福祉に力を入れる企業を経営事項審査 W1 点により評価する（1.5 点）
	選択試行	0.5 ② 建設工事において週休 2 日を確保する者（0.5 点）

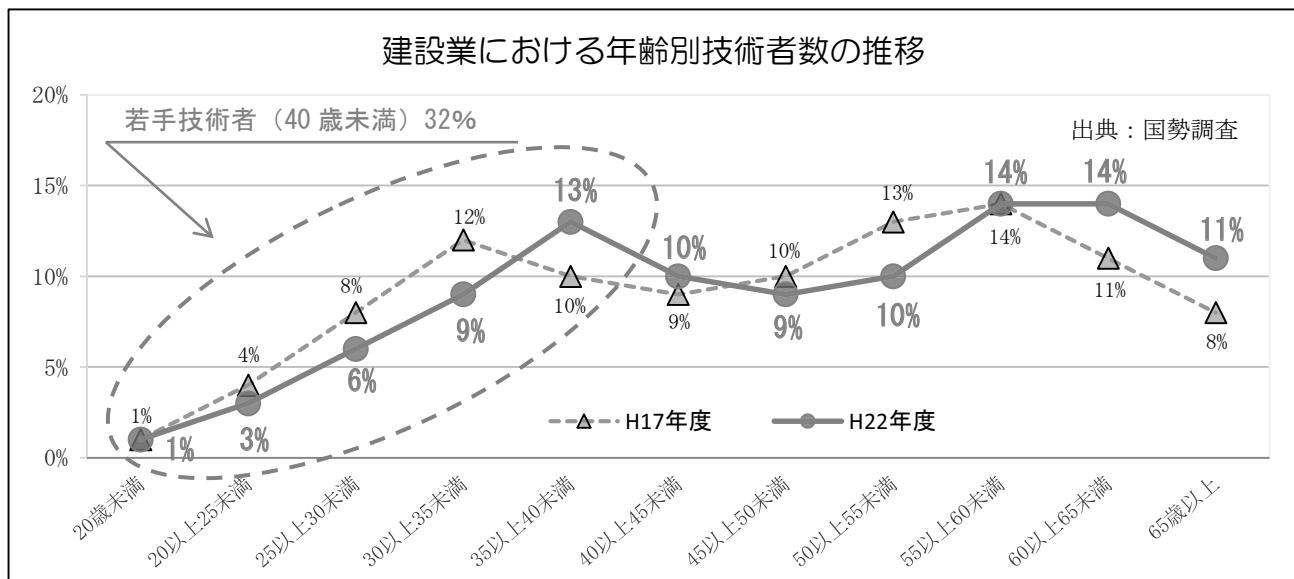
工事現場における配置技術者

主任技術者

- 1 建設業法において、建設業の許可を受けている建設業者が請負った工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置くことが義務づけられています。
- 2 主任技術者の職務は、建設工事の施工に当たり、施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行います。また、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理、労務管理等も行います。こうした業務を実施することによって工事の的確な施工を確保する重要な役割を果たすものです。
- 3 公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が 3,500 万円(建築一式工事の場合は 7,000 万円)以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、主任技術者を現場ごとに専任で置く必要があります。
- 4 主任技術者は、1, 2 級国家資格等が必要となります。
- 5 主任技術者は、発注機関の長が認めた場合、工事現場の相互の間隔が 10km 程度で工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工で相互に調整を要する工事を専任が必要な工事を含む場合、原則 2 件まで兼任が可能です。

現場代理人（主任技術者との兼務可）

- 1 公共工事請負契約約款によって、受注者は、現場代理人を配置しなければならないとされています。
- 2 現場代理人の職務は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場に常駐し、その運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負者の代理人です。なお、工事現場毎に必ず専任する義務はありません。
- 3 現場代理人は、資格要件は不要となっており、主任技術者と兼ねることができますこととなっています。
- 4 現場代理人は、発注機関の長が認めた場合、同一事務所管内で 3,500 万円未満の工事を原則 2 件まで兼任が可能です。ただし、現場には連絡員を配置することとします。



建設工事に係る委託において、若手技術者の配置を評価する総合評価落札方式の試行について

1 現状と課題

委託業務においても、若手入職者の減少により技術者の高齢化が進行し、技術力の低下や品質確保への影響が懸念される。

⇒ 優秀な技術者の確保・育成が課題

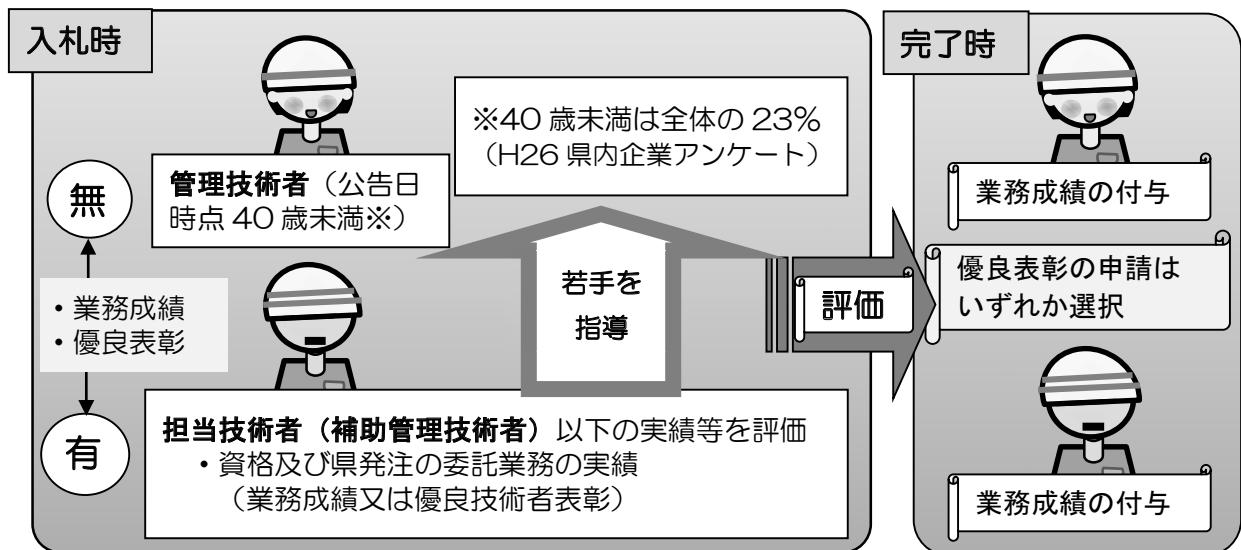
2 取組内容

現行の総合評価落札方式は、管理技術者の業務成績や表彰履歴等を評価していることから実績のある技術者が優先され、実績の少ない若手技術者は配置されにくい。

このため、以下の取組により若手技術者（40歳未満）の配置を容易にし、技術の継承を進めるとともに、活躍の場を確保する。

取組①：管理技術者に実績の少ない若手技術者を配置した場合、担当技術者（補助管理技術者）の持つ資格、実績（業務成績、優良表彰）で評価。

取組②：管理技術者に若手技術者を配置した場合、技術者要件で 0.25 点加点。



取組③：さらに、技術等提案型において管理技術者に予定される若手技術者からの提案を評価。

3 実施時期

平成 29 年 4 月以降の公告案件で試行

(設計業務を対象に約 20箇所 [うち、技術等提案型 数箇所])

総合評価落札方式における価格以外の評価項目について

【委託業務：技術者実績等簡易型】

技術的難易度が高く技術力を求められる業務などで実施。価格点と業務成績、技術者の資格、技術者の同種業務の実績等の項目を価格以外点として評価。

【価格点：83.75～82.0 点】+【価格以外点：8.0～16.25 点】

評価項目	必須選択	算定基準
点数範囲		8.0～16.0 <u>16.25</u>
業務成績	必須	6.0 過去 2 年間（5 件未満は 5 年間）の平均点
業務実績	選択	過去 3 年間に県の優良技術者表彰を受賞した者（0.25 点）（業務実績評価に加えて評価）
管理技術者等	必須 ※①のみ	0.5～3.75 <u>4.00</u> ① 過去 15 年間の同種業務実績の有無により評価する（1.0～2.0 点）※1 ② 配置技術者の表彰履歴・過去の業務成績等により評価する（0～1.0 点）※2 • 過去 5 年間に長野県優良技術者表彰を受賞した者の配置（1.0 点） • 過去 3 年間で長野県発注の同種業務の成績点が 82 点以上を 2 件以上有する技術者配置（1.0 点）、82 点以上を 1 件有する技術者配置（0.75 点）、78 点以上を有する技術者配置（0.5 点）※1, 2 40 歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合は、担当技術者（補助管理技術者）で評価できる。 ③ 40 歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合（0.25 点） ④ 継続教育（CPD）の取得学習単位により評価する • 建築コンサルタント業務にあっては 12 単位以上、設計・地質調査・環境調査業務にあっては 40 単位以上の技術者を配置できる場合（0.75 点） • 建築コンサルタント業務にあっては 6 単位以上 12 単位未満、設計・地質調査・環境調査業務にあっては 30 単位以上の技術者を配置できる場合（0.5 点） • 測量業務で 12 単位以上の技術者を配置できる場合（0.5 点）
		-1.0～0.0 ① 管理技術者は、長野県発注業務の手持ち業務量が 4 件以上（-0.5 点）6 件以上（-1 点）※3 主任技術者（測量のみ）は、長野県発注業務の手持ち業務量が 3 件以上（-0.5 点）5 件以上（-1 点）※3 40 歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合は、担当技術者（補助管理技術者）で評価する。
		0.5～1.5 ① 求める資格を有する者（1.0 点）上記に準じる資格を有する者（0.5 点）※4 ※4 40 歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合は、担当技術者（補助管理技術者）で評価できる。 ② 電子納品資格者の配置の有無（0.5 点）
照査技術者	実績	0.5～1.5 ① 過去 15 年間の同種業務実績の有無により評価する。（0.5～1.0 点） ② 設計等業務の場合、30 単位以上の継続教育（CPD 制度）学習単位保持者（0.5 点）
	資格	0.5～1.0 求める資格を有する者（1.0 点） 上記に準じる資格を有する者（0.5 点）
地域要件	選択	1.5 県外企業が入札参加できる案件において県内に本店がある者（1.5 点）
社会貢献	選択	0.5 ① 県の災害時緊急調査当番登録（○○業務）あり（0.5 点） ② 県との災害協定に基づく緊急活動に協力する体制あり（0.5 点）

【委託業務：技術等提案型】

技術等提案型は、技術者実績等簡易型の評価点に、技術提案説明を受け評価した技術提案等評価点を加点して価格以外点として評価。

【価格点：70.0～75.0点】+【価格以外点：25.0～30.0点】

評価項目	必須選択	算定基準
業務成績	必須	6.0 過去2年間（5件未満は5年間）の平均点
業務実績	選択	過去3年間に県の優良技術者表彰を受賞した者（0.25点）（業務実績評価に加えて評価）
管理技術者等	実績	0.5～4.00 ② 過去15年間の同種業務実績の有無により評価する（1.0～2.0点）※1 ② 配置技術者の表彰履歴・過去の業務成績等により評価する（0～1.0点）※2 （記載省略） ※1, 2 40歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合は、担当技術者（補助管理技術者）で評価できる。 ③ 40歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合（0.25点） ④ 継続教育（CPD）の取得学習単位により評価する（記載省略）
		-1.0～0.0 ① 管理技術者は、長野県発注業務の手持ち業務量が4件以上（-0.5点）6件以上（-1点）※3 ※3 40歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合は、担当技術者（補助管理技術者）で評価する。
		0.5～1.5 ① 求める資格を有する者（1.0点）上記に準じる資格を有する者（0.5点）※4 ※4 40歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合は、担当技術者（補助管理技術者）で評価できる。 ② 電子納品資格者の配置の有無（0.5点）
		0.5～1.5 ① 過去15年間の同種業務実績の有無により評価する。（0.5～1.0点） ② 設計等業務の場合、30単位以上の継続教育（CPD制度）学習単位保持者（0.5点）
	資格	0.5～1.0 求める資格を有する者（1.0点） 上記に準じる資格を有する者（0.5点）
		1.5 県外企業が入札参加できる案件において県内に本店がある者（1.5点）
	社会貢献	0.5 ① 県の災害時緊急調査当番登録（○○業務）あり（0.5点） ② 県との災害協定に基づく緊急活動に協力する体制あり（0.5点）
		15.0
技術提案等評価点	評価項目	評価事項（※評価点の配点は案件ごとに決定）
	1 業務体制	若手技術者を中心とした業務体制を整えている場合に評価（3.0点）
	2	業務内容に応じて設定（3.0点）
	3	“（3.0点）
	4	“（3.0点）
	5 技術者の意欲等	プレゼンテーションで当該業務への意欲を評価（3.0点）
技術提案の評価点数		15.0
価格以外点計		30.0

委託業務における配置技術者

管理技術者

- 1 管理技術者は、委託業務の管理及び統括等を行う、建設工事に係る委託業務標準契約書の規定に基づき受注者が定めた者を言います。
- 2 管理技術者は、技術士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者でなければなりません。
- 3 管理技術者は、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領等、契約に基づく受注者の一切の権限行使することができます。
- 4 管理技術者は、他の委託業務との兼務は可能ですが、総合評価落札方式では手持ち業務量として価格以外点でマイナス評価されます。

担当技術者

- 1 担当技術者は、委託業務において管理技術者を補佐し、設計図書等に基づく各種業務を直接担当する、受注者が定めた者を言います。
- 2 担当技術者は、委託業務内容が複数にわたる場合等、最大3名まで配置できます。
- 3 担当技術者は、他の委託業務との兼務は可能ですが、照査技術者を兼ねることはできません。

照査技術者

- 1 照査技術者は、建設工事に係る委託業務標準契約書の規定に基づき受注者が定めた者で、設計図書に定める段階ごとに委託業務の成果確認を行うとともに、照査技術者自身による成果内容の照査を行います。
- 2 照査技術者は、技術士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいは RCCM の資格保有者でなければなりません。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に定めます。また、設計図書に定める段階ごとに照査結果を照査報告書として取りまとめ、管理技術者に提出します。

建設コンサルタント業における年齢別技術者数の推移

